

## 平成29年第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

### 1 開催日時

平成29年3月23日（木）14時30分から15時52分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 辰田一郎、  
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 原田靖、総務課長 木原茂、  
財務課長 山口洋志、文化財保護課長 赤司善彦、企画調整課長 日高公徳、  
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 上田哲子、施設課長 平川真一、  
高校教育課長 中島良博、人権・同和教育課長 高田裕康、  
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

### 6 会議

14時30分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（2）及び第11号議案から第15号議案までは、宮本委員から、いずれも人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）協議

- ・平成29年度福岡県教育施策実施計画の策定について

日高企画調整課長から、福岡県教育施策実施計画は、福岡県総合計画における教育分野について、本県の教育振興基本計画として位置付けた上で、教育委員会所管分野に係る各年度の実施計画として策定しているものであること、平成29年度版の実施計画の策定に当たっては、新たな総合計画の策定を受けて行うものであるため、平成28年度版の実施計画から内

容が大幅に変更されるものである旨の説明があった。また、本日の協議により、実質的な了承をいただき、新たな総合計画の県議会議決後に教育長の臨時代理により平成29年度版の実施計画を策定し、次回教育委員会会議において報告したい旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、高等学校における言語活動とどのようなものかとの質問があった。

これに対して、中島高校教育課長から、授業の中で、思考力、判断力、表現力を活用する場を設けるものである旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、県立美術館の機能の充実について、児童生徒が学校の引率により美術館を訪問することはあるのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、スクール・ミュージアム事業において、年間30校程度実施している旨の説明があった。

次いで、清家委員から、福岡県体力向上総合推進事業について、オリンピック・パラリンピックの派遣はどのように行われるのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、市町村が実施するイベント等に派遣するものであり、3年間で60市町村への派遣を実施している旨の説明があった。

次いで、清家委員から、本県におけるオリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致の進捗状況について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、平成29年2月現在の状況としては、スウェーデン及びノルウェーが、福岡県及び福岡市と合意書を締結しており、また、8カ国以上と交渉中である旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては了承された。

## (2) 報告

### ・新・福岡県立美術館基本構想検討委員会報告について

谷本社会教育課長から、県立美術館については、新しい美術館を建設し整備する必要があるとの結論に至っており、今回の報告は、先の中間報告に関する意見募集を踏まえ、中間報告に加筆・修正をし、最終的に取りまとめられたものである旨の説明があった。なお、立地について中間報告からの変更はない旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、コンセプト等についてはよくわかったが、建設予定地及び着工予定の時期について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、建設予定地については、検討されてきた場所はあるが決まっていない状況であること、また、今回は理念について検討したところであり、今後、基本計画に移り、そこで立

地やスケジュール等が検討されていくことになると思われる旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、中間報告に関する意見募集の結果の中で、レジデンス組織との連携の要望があるが、レジデンス組織とはどのようなものかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、海外でよく見られるものであり、芸術家を建物エリアに居住させ、その建物やエリアで制作させ、芸術の場とする組織である旨の説明があった。

次いで、前田委員から、基本構想の検討にあまりに期間を要していると思われる。予算等の課題はあると思うが、設置時期のおおよその目処は立っていないのかとの質問があった。

これに対して、城戸教育長から、建設地が決定していないことから、目処が立っていない状況である旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

### (3) 議事

- ・第10号議案 福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について

木原総務課長から、新県立美術館について、昨年12月議会の知事答弁を受け、知事部局と協議を行った結果、新県立美術館基本構想を円滑に実現するため、設置に係る業務を人づくり・県民生活部に移管することとなったことに伴い、知事の補助職員に対し、県教育委員会の権限に属する事務を委任する規則の制定を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、先に行われた文教委員会において、このことについて、どのような意見があったのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、設置にあたっては、出来るだけ早く進めて欲しい、また、財政事情に配慮しながらしっかりと美術館を設置してもらいたい、更に、教育委員会として、長年積み重ねてきたノウハウや考え方をしっかりと継承して欲しい等の意見があった旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第10号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

### (4) 協議

- ・県立学校教職員の人事について

木原総務課長から、県立学校事務職員の公金詐取行為並びに同行為に係る管理職の管理監督責任について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議することとなった。

#### (5) 議事

・第11号議案 県立学校教職員の人事について

木原総務課長から、県立学校教職員による信用失墜行為等に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第11号議案は原案どおり可決された。

・第12号議案 市町村立学校長の人事について

上田教職員課長から、平成29年度当初の市町村立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、第12号議案は原案どおり可決された。

・第13号議案 県立学校長の人事について

上田教職員課長から、平成29年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、第13号議案は原案どおり可決された。

・第14号議案 県立学校事務職員の人事について

木原総務課長から、平成29年度当初の県立学校事務職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、第14号議案は原案どおり可決された。

・第15号議案 事務局等職員の人事について

城戸教育長から、平成29年度当初の事務局等職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、第15号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時52分閉会した。